

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年十月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則をここに公布する。

昭和三十二年十月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第四十八号

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、地方税法に規定する地方団体の徴収金等について、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号。以下「法」という。）及び滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令（昭和三十二年政令第二百四十八号。以下「政令」という。）に基いて、徴税吏員等が執行裁判所、執行吏その他の者に通知する場合に用いる書面の様式その他法及び政令を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「滞納処分」又は「有体動産」若しくは「不動産」とは、法第二条第一項又は第三項に規定する「滞納処分」又は「有体動産」若しくは「不動産」をいう。

2 この規則において「徴税吏員等」とは、徴税吏員を

その他滞納処分を執行する権限を有する者をいう。
第二章 滞納処分による差押がされている財産
に対する強制執行等

第一節 有体動産に対する強制執行等

(差押調書等の閲覧等)

第三条 執行吏は、強制執行をするため必要がある場合
においては、徴税吏員等に対し滞納処分による差押が
されている有体動産に係る次の各号に掲げる書類の閲
覧若しくは謄写又は謄本の交付を請求することができ
る。ただし、謄本の交付の請求は、第一号、第二号、
第五号又は第八号に掲げる書類に限る。

- 一 差押調書
- 二 搜索調書
- 三 差押解除決議書
- 四 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第十四
条の規定による財産取戻請求に関する書類
- 五 公売公告の決議書

六 見積価格の評定に関して作成した調査又は鑑定書
(見積価格を公告しないもの及びその見込のものを
除く。)

七 収税官吏又は徴税吏員等から提出された交付要求
書

八 計算書

九 滞納処分に不服がある者から提出された滞納処分
に対する異議の申立書

十 質権者又は抵当権者から提出されたその権利を証
する書類

2 前項の執行吏の請求は、閲覧又は謄写については第
一号様式(差押調書等の閲覧(謄写)請求書)の書
面、謄本の交付については第二号様式(差押調書等の
謄本交付請求書)の書面を提出して行うものとする。
(引渡通知書等)

第四条 政令第三条第一項の規定による書面は、第三号
様式(引渡通知書(甲))による。

2 政令第三条第二項の(政令第五条第一項において準
用する場合を含む。)の規定による書面は、第四号様
式(引渡依頼書)による。

3 政令第三条第三項の規定による通知は、第五号様式
(引渡済通知書(甲))の書面によつて行うものとし
る。

(売却代金残余通知書)

第五条 政令第四条の規定による通知は、第六号様式
(売却代金残余通知書(甲))の書面によつて行うも
のとする。

2 法第六条第三項の規定による通知は、第七号様式
(売却代金残余通知書(乙))の書面によつて行うも
のとする。

(強制執行続行決定があつた場合の引渡通知書等)

第六条 政令第五条第一項において準用する政令第三条
第一項の規定による書面は、第八号様式(引渡通知書
(乙))による。

2 政令第五条第二項において準用する国税徴収法施行
規則(明治三十五年勅令第百三十五号)第十七条ノ二
の規定による通知は、第九号様式(引渡済通知書(乙
())の書面によつて行うものとする。

(交付要求書)

第七条 法第十条第三項の規定による交付要求は、第十
号様式(交付要求書)の書面によつて行うものとする。
(仮差押の執行)

第八条 第三条から第五条までの規定は、滞納処分によ
る差押がされている有体動産に対する仮差押の執行に
関して準用する。

第二節 不動産又は船舶に対する強制執行等
(差押解除通知書)

第九条 政令第七条の規定による書面は、第十一号様式
(差押解除通知書)による。

(売却代金残余通知書等)

第十条 第五条第一項の規定は、政令第八条において準

用する政令第四条の規定による通知について準用する。
2 第五条第二項の規定は、法第十七条において準用する法第六条第三項の規定による通知について準用する。

(強制執行続行通知書等)

第十一条 政令第九条において準用する国税徴収法施行規則第十七条ノ二の規定による通知は、第十二号様式(強制執行続行通知書)の書面によつて行うものとする。

2 第七条の規定は、法第十七条において準用する法第十条第三項の規定による交付要求について準用する。

(仮差押の執行)

第十二条 第五条第一項の規定は、政令第十条第一項において準用する政令第四条の規定による通知について準用する。
2 徴税吏員等は、滞納処分による差押後に仮差押の執行があつた不動産の滞納処分による売却代金について

滞納者に交付すべき残余が生じなかつたときは、その旨を仮差押の執行をした裁判所に通知するものとする。
3 第九条の規定は、政令第十条第三項において準用する政令第七条の規定による書面について準用する。

(船舶に対する強制執行及び仮差押の執行)
第十三条 第九条から前条までの規定は、滞納処分による差押がされている船舶で登記されるものに対する強制執行又は仮差押の執行に関して準用する。

(競売法による競売)

第十四条 第九条、第十条及び第十一条第二項の規定は、滞納処分による差押がされている不動産又は船舶の競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売に関して準用する。
2 政令第十二条において準用することとなる国税徴収法施行規則第十七条ノ二の規定による通知は、第十三号様式(任意競売続行通知書)の書面によつて行うものとする。

のとする。

第三章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分
第一節 有体動産に対する滞納処分

(差押書及び交付要求書)
第十五条 法第二十一条第二項の規定により徴税吏員等が執行吏に交付する書面は、第十四号様式(差押書及び交付要求書)による。

(受取通知書)

第十六条 政令第十四条第三項の規定による通知は、第十五号様式(受取通知書(甲))の書面によつて行うものとする。

(差押解除書)

第十七条 法第二十四条の規定により徴税吏員等が執行吏に交付する書面は、第十六号様式(差押解除書)による。
(滞納処分続行承認の決定があつた場合の受取通知書)

第十八条 政令第十六条において準用する政令第十四条第三項の規定による通知は、第十七号様式(受取通知書(乙))の書面によつて行うものとする。

(仮差押物に対する滞納処分)

第十九条 第四条及び第五条の規定は、仮差押の執行後に滞納処分による差押をした有体動産に関して準用する。

第二節 不動産又は船舶に対する滞納処分

(差押通知書及び交付要求書)

第二十条 政令第十九条の規定による書面は、第十八号様式(差押通知書及び交付要求書)による。

(強制競売完結通知書)

第二十一条 政令第二十条の規定による通知は、第十九号様式(強制競売完結通知書)の書面によつて行うものとする。

(差押解除通知書)

第二十二条 第九条の規定は、政令第二十一条の規定による通知は、第二十号様式(差押解除通知書)の書面によつて行うものとする。

よる通知について準用する。

定による通知は、第二十一号様式(任意競売完結通知書)の書面によつて行ふものとする。

(滞納処分続行通知書)
第二十三条 政令第二十二條において準用する政令第二十條の規定による通知は、第二十号様式(滞納処分続行通知書)の書面によつて行ふものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(仮差押不動産に対する滞納処分)

第二十四条 第十二條の規定は、仮差押の執行後に滞納処分による差押をした不動産に關して準用する。

(船舶に対する滞納処分)

第二十五条 第二十条から前条までの規定は、強制執行又は仮差押の執行がされている船舶で登記されるものに対する滞納処分に關して準用する。

(競売法による競売手続開始後の滞納処分)

第二十六条 第二十条、第二十二條及び第二十三條の規定は、競売法による競売手続開始の決定があつた不動産又は船舶に対する滞納処分に關して準用する。

2 政令第二十五条において準用する政令第二十條の規

第一号様式

差押調書等の閲覧(謄写)請求書

右当事者間の当役場 年()第 号 委任事件の処理につき必要がありますから、左記書類を閲覧(謄写)したく請求します。

一 滞納者(氏) 名に対する貴庁滞納処分による差押に關する書類中の 書

年 月 日

府都道 市区 町区 番地

(執行吏役場の名称)

地方裁判所執行吏(氏)

名 関

県 税 務 所 御 中

第二号様式

差押調書等の謄本交付請求書

右当事者間の当役場 年(第 号委任事件の処理につき必要がありますから、左記書類の謄本の交付を手数料(及び郵送料)金 円を添えて請求します。

なお、左記の差押物件で公売処分その他の事由により権利関係に変動のあるものについてはその旨、並びに滞納処分による差押の
際債権者(氏 名)及び債務者(滞納者)(氏 名)以外の第三者の占有していた物についてはその旨及びその第三者の住所氏名を
あわせて通知して下さい。

記

一 滞納者(氏 名)に対する貴庁滞納処分による差押に関する書類中の
書 通

一 品目、種類、品質、構造、数量その他物件を特定するに足りる重要な事項
年 月 日

鳥取県 市 区 町 村 番地
府 市 町 村 番地
地方裁判所執行吏 (氏 名)

都 市 区 町 村 番地
府 市 町 村 番地
地方裁判所執行吏 (氏 名)

鳥取県 市 区 町 村 番地
府 市 町 村 番地
地方裁判所執行吏 (氏 名)

第三号様式

引 渡 通 知 書 (甲)

(発付年月日)

滞納処分による差押をした下記の滞納者の財産は、差押を解除することになり、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する
法律第五条第一項本文の規定により引き渡しますから、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第三条第一項の規定に
より通知します。

滞納者	住 所	都道府県	市 区 町 村	番地
氏 名		府 市 区 町 村	番地	

財産の示 (名称・数量・性質その他重要な事項)

引渡しの場、日時及びその他事項

備考 1. 「その他の事項」欄には、徴税吏員以外の者が差押財産を保管している場合で、その保管者から直接にその財産を執行吏に引き渡させようとするときはその旨、滞納処分による差押の際債権者及び債務者（滞納者）以外の第三者が差押財産を占有していたとき（仮差押の執行後に滞納処分による差押がされた場合を除く。）はその旨、その他引き渡しにつき必要と認められる事項（引き渡財産の概算1日分の保管料金額等）を記載する。

2. （この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について）
 譲渡する手続の順序が1欄に掲げる場合において、有体動産に対する滞納処分による差押を解除することとなつたため仮差押の執行吏に対して発付する引渡通知書（甲）については、この様式中「第五条第一項本文」及び「第三条第一項」とあるのは、それぞれ1欄及び1欄のとおりに書き替えるものとする。

(イ)	(ロ)	(ハ)
滞納処分—仮差押	第五条第一項本文(第十一条第一項)	第三条第一項(第六条)
仮差押—滞納処分	第五条第一項本文(第二十八条)	第三条第一項(第十七条)

第四号様式 引 渡 依 頼 書

(発付年月日)

都道府県 市区町村 番地 名) 股 名) 園

保管者 (氏) 都道府県 市区町村 番地 (氏) 都道府県 市区町村 番地

さきに保管を依頼した下記財産を (氏) 名) へ渡して下さい。

都道府県 市区町村 番地 (執行吏役場の名称) 地方裁判所執行吏

財産の表示 (名称・数量・性質その他重要な事項)

備考 1. 「財産の表示」欄には、特に保管人が財産を明白に特定できるように保管年月日及び保管財産の記号、番号等必要と認められるものがあれば記載する。

2. 「その他の事項」欄には、保管費用の支払の方法等について記入する。

第五号様式

引 渡 通 知 書 (甲)

(発付年月日)

都道府県 市区町村 番地

(収税官吏、徴税吏員等の属する) 御 中
(片その他の事務所の名称)
(質権者等の氏 名) 殿

都道府県 市区町村 番地

県税事務所長 (氏 名) 関

滞納処分による差押をした下記の滞納者の財産は、差押を解除し、 年 月 日 都道府県 市区町村

滞納処分による差押をした下記の滞納者の財産は、差押を解除し、 年 月 日 都道府県 市区町村
番地 (執行吏役場の名称) 地方裁判所執行吏 (氏 名) に引き渡しましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整
に関する政令第三条第三項の規定により通知します。

滞納者	住 (居) 所	都道府県	市区	区	町村	番地
	氏 名					

財産の表示

(名称・数量・性質その他重要な事項)

その他の事項

備考

(この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について)

有体動産に対して競合する手続の順序が(イ)欄に掲げる場合において、滞納処分を解除した場合に執行吏に対して発付する引渡済
通知書(甲)については、この様式中「第三条第三項」とあるのは、(ロ)欄のとおり書き替えるものとする。

(イ)	(ロ)
滞 納 処 分 - 仮 差 押	第 三 条 第 三 項 (第 六 条)
仮 差 押 - 滞 納 処 分	第 三 条 第 三 項 (第 十 七 条)

第六号様式

売却代金残余通知書 (甲)

(発行年月日)

都道府県 市区町村 番地
(執行吏役場の名称) 御 中

都道府県 市区町村 番地
県税事務所長 (氏 名) 團

下記の滞納者の財産を滞納処分のため売却したところ、添付計算書のとおり、滞納者に交付すべき残余金 円を生じたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第六条第一項の規定により交付します。ついては 年 月 日
【交付するのて出頭下さるよう】通知します。

滞納者	住 (居) 所	都道府県	市区町村	番地
	氏 名			

備考

(この様式が、規則の規定において準用される場合の取扱について)
(イ)欄に掲げる財産に対して競合する手続の順序が(ロ)欄に掲げる場合において、滞納者に交付すべき残余金が生じた場合に(イ)欄に

掲げる者に対して交付する売却代金残余通知書(甲)については、この様式中「第六条第一項」とあるのは、(イ)欄のとおり書き替えるものとする。

(イ)	(ロ)	(イ)	(イ)
有 体 動 産	滞納処分一仮差押	仮差押の執行吏	第六条第一項(第十一条第一項)
	仮差押一滞納処分	仮差押の執行吏	第六条第一項(第二十八条)
不 動 産	滞納処分一強制競売	強制競売の裁判所	第六条第一項 (第十七条)
	滞納処分一仮差押	不動産所在の裁判所	第十八条第二項
	滞納処分一任意競売	任意競売の裁判所	第六条第一項 (第二十条, 第十七条)
	仮差押一滞納処分	不動産所在の裁判所	第十八条第二項 (第三十四条)
	滞納処分一強制競売	強制競売の裁判所	第六条第一項 (第十九条, 第十七条)
	滞納処分一仮差押	船舶の仮差押時の碇泊港又は現在地所在の裁判所	第十八条第二項 (第十九条)
船 舶	滞納処分一任意競売	任意競売の裁判所	第六条第一項 (第二十条, 第十七条)
	仮差押一滞納処分	船舶の仮差押時の碇泊港又は現在地所在の裁判所	第十八条第二項(第三十五条, 第三十四条)

計 算 書

(名称・数量・性質・所在場所その他重要な事項)

の
先
却
し
た
財
産

区分	年 月 日	種 目	金 額	備 考
受				
入				
支				

00776

00777

出	現 実 に 送 金 し て	残 余 金 と し て 交 付 す べ き 金 額	
		送 金 の 基 礎	送 金 の 差 引

備 考

1. 「支出」欄には、租税公課に対する充当交付金額は、一括合計して記載して差し支えないが、債権者に配当した金額についてはなるべく債権者ごとに債権者の住所、氏名等も記載する。
2. 「残余金として現実に送金した金額の計算根基」欄は、執行吏(又は裁判所)に交付すべき金額を交付するため必要な費用は、残余金として交付すべき金額から支出するので、現実に交付した金額と残余金として交付すべき金額とは一致しないことがある。

第七号様式
売却代金残余通知書(乙)

(発付年月日)

都道	区	区	番地
府県	市郡	町村	
(執行吏役場の名称) 御 中			
都道	区	区	番地
府県	市郡	町村	
県税事務所長 (氏 名) 関			

下記の滞納者の財産を滞納処分のため先知したところ、添付計算書のとおり、滞納者に交付すべき残余金が生じなかつたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第六条第三項の規定により通知します。

滞納者	住	(居) 所	都道	区	区	番地
	氏	名	府県	市郡	町村	

備考

- 添付計算書は第六号様式附表「計算書」に同じ。
- (この様式が、規則()の他の規定において準用される場合の取扱について)
 - (イ)欄に掲げる財産に対して競合する手続の順序が(ロ)欄に掲げる場合において、滞納者に交付すべき残余金が生じなかつた場合に(イ)欄に掲げる者に対して発付する先知代金残余通知書(乙)については、この様式中「第六条第三項」とあるのは、(イ)欄のとおり書き替えるものとする。

第七号様式
売却代金残余通知書(乙)

(発付年月日)

都道	区	区	番地
府県	市郡	町村	
(執行吏役場の名称) 御 中			
都道	区	区	番地
府県	市郡	町村	
県税事務所長 (氏 名) 関			

下記の滞納者の財産に対して競合する手続の順序が(ロ)欄に掲げる場合において、滞納者に交付すべき残余金が生じなかつた場合に(イ)欄に掲げる者に対して発付する先知代金残余通知書(乙)については、この様式中「第六条第三項」とあるのは、(イ)欄のとおり書き替えるものとする。

(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)
有 体 動 産	滞納処分一仮差押 仮差押一滞納処分	仮差押の執行吏 仮差押の執行吏	第六条第三項(第十一條第一項) 第六条第三項(第二十八條)
不 動 産	滞納処分一強制競売 滞納処分一任意競売	強制競売の裁判所 任意競売の裁判所	第六条第三項(第十七條) 第六條第三項(第十七條)
船	滞納処分一強制競売 滞納処分一任意競売	強制競売の裁判所 任意競売の裁判所	第六條第三項(第十九條、第十七條) 第六條第三項(第二十條、第十七條)

(2) (イ)欄に掲げる財産に対して競合する手続の順序が(ロ)欄に掲げる場合において、滞納者に交付すべき残余金が生じなかつた場合に仮差押の裁判所に対して発付する売却代金残余通知書(乙)については、この様式中「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第六条第三項」とあるのは、(イ)欄のとおり書き替えるものとする。

(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)
不 動 産	滞納処分一仮差押 仮差押一滞納処分	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則(準則)第十二條第二項前段 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則(準則)第十二條第二項前段(第二十四條)	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則(準則)第十二條第二項前段(第二十四條)
船	滞納処分一仮差押 仮差押一滞納処分	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則(準則)第十二條第二項前段(第二十四條) 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則(準則)第十二條第二項前段(第二十五條、第二十四條)	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則(準則)第十二條第二項前段(第二十五條、第二十四條)

第八号様式

引 渡 通 知 書 (乙)

(発付年月日)

都道 区 区 区
府県 市郡 町村 市郡 区 町村 番地

(執行吏役場の名称) 御 中 都道 府県 区 市郡 区 町村 番地

国税事務所長 (氏 名) 関

滞納処分による差押をした下記の滞納者の財産は、強制執行執行の決定がありましたから、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第五条第一項本文(第十条第二項)の規定により引き渡しますので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第三条第一項(第五条第一項)の規定により通知します。

滞納者	住 (居) 所	都道 府県	区 市郡	区 町村	番地
	氏 名				
財産示の	(名称・数量・性質その他重要な事項)				
引渡の					
引渡の					
その他の					
事項					
備考	第三号様式の備考1参照のこと。				

第九号様式

引 渡 通 知 書 (乙)

(発付年月日)

都道 区 区 区
府県 市郡 町村 市郡 区 町村 番地

(収税官吏、徴税吏員等の属する庁) 御 中 都道 府県 区 市郡 区 町村 番地

(滞納者等の氏名) 殿 都道 府県 区 市郡 区 町村 番地

国税事務所長 (氏 名) 関

滞納処分による差押をした下記の滞納者の財産は、強制執行執行の決定があり、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第五条第一項本文(第十条第二項)の規定により引き渡します。

滞納者	住 (居) 所	都道 府県	区 市郡	区 町村	番地
	氏 名				
財産示の	(名称・数量・性質その他重要な事項)				
その他の					
事項					

交付要求書

(交付年月日)

都道府県 区 市 町 村 番地
 (執行吏役場の名称) 御中
 都道府県 区 市 町 村 番地
 県税事務所長 (氏名) 閣下

さきに滞納処分による差押中強制執行続行決定がありました下記滞納者の財産について、下記のとおり、滞納金額を徴収するため、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第十條第三項の規定により交付を要求します。

滞納者	住所	都道府県	区	市	町	村	番地
	氏名						

(名称・数量・性質・所在場所その他重要な事項)

財産の表示

滞納金額	年度	税目	期納	月	別期	税額	円	重加算金額	円	不申告加算金額	円	過少申告加算金額	円	*延滞金額	法律による金額	円	*延滞加算金額	法律による金額	円	手数料	円	合計	円	滞納金額の総計

注 1. *印のある項目のかつこ内に掲げる金額は、便宜この通知書作成の日までのものを概算したものである。
 2. 「合(総)計」の欄の金額は、延滞金額、延滞加算金額及び滞納処分費の概算額を計算している場合にはその金額を含めた合(総)計額、概算額を計上していない場合にはこれを除いた金額の合(総)計額である。

備考

(この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について)

(イ)欄に掲げる財産に対して競合する手続の順序が(ロ)欄に掲げる場合において、続行決定があつたために(イ)欄に掲げる者に対して発付する交付要求書については、この様式中「第十条第三項」とあるのは、(イ)欄のとおり書き替えるものとする。

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
不 動 産	強制競売	強制競売の裁判所	第十条第三項 (第十七条)
	任意競売	任意競売の裁判所	第十条第三項 (第二十条, 第十七条)
	強制競売	強制競売の裁判所	第十条第三項 (第十九条, 第十七条)
船	強制競売	任意競売の裁判所	第十条第三項 (第二十条, 第十七条)
	任意競売	任意競売の裁判所	第十条第三項 (第二十条, 第十七条)

第十一号様式

差 押 解 除 通 知 書

(発付年月日)

差押解除通知書
 差押をした下記の滞納者の財産は、
 さきに差押をした下記の滞納者の財産は、
 手続の調整に関する法律第十四条の規定により通知します。

年 月 日 差押を解除しましたので 滞納処分と強制執行等と

滞納者	住 所	都道府県	区 市 郡	区 町 村	番 地
氏 名		都道府県	区 市 郡	区 町 村	番 地

(名称・性質・所在場所その他重要な事項)

財産の表示	
その事項 その他項	

備考

- 1 競売手続開始の決定又は競売法による競売手続開始の決定があつた不動産又は船舶に対して滞納処分による差押をした場合において、当該差押を解除したため発付する差押解除通知書については、「その他の事項」欄に「年月日付差押通知書及び交付要求書により裁判断所に対して行った交付要求は、取り下げる。」旨記載する。
- 2 (この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について)
- (1) (イ)欄に掲げる財産に対して競合する手続の順序が(ロ)欄に掲げる場合において、滞納処分による差押を解除した場合に(イ)欄に掲げる者に対して発付する差押解除通知書については、この様式中「第十四条」とあるのは、(ニ)欄のとおり書き替えるものとする。

(イ)	(ロ)	(イ)	(ニ)
不動産	滞納処分—任意競売	任意競売の裁判所	第十四条(第二十条)
船舶	滞納処分—強制競売 滞納処分—任意競売	強制競売の裁判所 任意競売の裁判所	第十四条(第十九条) 第十四条(第二十条)

(2) (イ)欄に掲げる財産に対して競合する手続の順序が(ロ)欄に掲げる場合において、滞納処分による差押を解除した場合に(イ)欄に掲げる者に対して発付する差押解除通知書については、この様式中「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第十四条」とあるのは、(ニ)欄のとおり書き替えるものとする。

(イ)	(ロ)	(イ)	(ニ)
不動産	滞納処分—仮差押	仮差押の裁判所	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第十條第二項
	強制競売—滞納処分	強制競売の裁判所	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第二十一條
	仮差押—滞納処分	仮差押の裁判所	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第十條第二項(第二十三條)
	任意競売—滞納処分	任意競売の裁判所	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第二十一條(第二十五條)
	滞納処分—仮差押	仮差押の裁判所	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第十條第二項(第十二條)
	強制競売—滞納処分	強制競売の裁判所	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第二十一條(第二十四條)
船舶	仮差押—滞納処分	仮差押の裁判所	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第十條第二項(第二十四條, 第二十三條)
	任意競売—滞納処分	任意競売の裁判所	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第二十一條(第二十五條)

第十二号様式

強制執行続行通知書

(発行年月日)

都道府県 市区町村 番地

(収税官吏、徴税吏員等の属する行その他の事務所の名称) 御中

(監権者等の滞納) 殿

都道府県 市区町村 番地

県税事務所長 (氏名) 関

滞納処分による差押をした下記の滞納者の財産は、 年 月 日 (裁判所の名称) において強制執行続行の決定がありましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第九条において準用する国税徴収法施行規則第十七条ノ二の規定により通知します。

滞納者	住 (居) 所	都道府県	市区町村	区町村	番地
	氏 名				
財産の表示 (名称・性質・所在場所その他重要な事項)					
その他の項					

備考

(この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について)
滞滞納処分による差押後に強制執行開始の決定があつた船舶について、強制執行続行決定があつたため、交付要求をしてきた収税官吏及び徴税吏員等並びに滞納者に対して発行する強制執行続行通知書については、この様式中「第九条」とあるのは、「第九条(第十一条)」と書き替えるものとする。

第十三号様式

任意競売続行通知書

(送付年月日)

都道府県 区市郡 区町村 番地

(収税官吏、徴税吏員等の属する庁その他の事務所の名称) 御中

(債権者等) 氏名 殿

都道府県 区市郡 区町村 番地

県税事務所長 (氏名) 閣

滞納処分による差押をした下記の滞納者の財産は 年 月 日 (裁判所の名称) において任意競売続行の決定がありましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第九条 (第十二条) において準用する国税徴収法施行規則第十七条ノ二の規定により通知します。

滞納者	住 (居) 所	都道府県	区市郡	区町村	番地
	氏名				

財産の表示 (名称・性質・所在場所その他重要な事項)

その事項 他

第十四号様式

差 押 書 及 び 交 付 要 求 書 副 本

(発付年月日)

都道 府県
区 市郡
町村 番地
(執行吏役場の名称) 御 中

都道 府県
区 市郡
町村 番地
県税事務所長 (氏 名) 圃

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第二十一条の規定により下記の財産を差し押えます。

なお、下記のとおり、滞納金額を徴収するため、地方税法第 条の規定に基づき、交付を要求します。

滞納者	住 (居) 所	都道 府県	区 市郡	町村	番地
	氏 名				

(名称・数量・性質・所在地その他重要な事項)

財産の表示

年 度	税 目	期 (月) 別 期	税 額	円	重 加 算 額	円	不 申 告 加 算 額	円	過 少 申 告 加 算 額	円	※		保 費 手 数 料	合 計
											延滞金 額 (円)	※延滞加算金 額 (円)		
											() ()			円
											() ()			円
											() ()			円
											() ()			円
											() ()			円
											() ()			円
											() ()			円
											() ()			円
											() ()			円
											() ()			円
											() ()			円
											() ()			円
											() ()			円
											() ()			円

- 注 1. ※印のある項目のかつこ内に掲げる金額は、便宜この通知書作成の日までのものを概算したものである。
2. 合 (総) 計欄の金額は、延滞金額、延滞加算金額及び滞納処分費の概算額を計算している場合には、その金額を含めた合 (総) 計額、概算額を計上していない場合には、これを除いた金額の合 (総) 計額である。

受 取 通 知 書

(甲)

(発付年月日)

都道府県 市郡 区 町村 番地

(執行吏役場の名称)

(収税官吏・徴税吏員等の属する庁その他の事務所の名称)

(滞納者の氏名) 殿

都道府県 市郡 区 町村 番地

県税事務所長 (氏名) 関

年 月 日

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、さきに差し押えた下記の滞納者の財産は、強制執行による差押が解除され、受けましたから、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第十四条第三項の規定により通知します。

滞納者 住所 (居) 氏名 都道府県 市郡 区 町村 番地

(名称・性質・所在場所その他重要な事項)

財産の表示

年 度	税 目	期(月)別納	税 額	重 加 算 額	不 申 告 加 算 額	過 少 申 告 加 算 額	※	※	督 手 数 料	合 計
							延滞額	延滞加算額		
							法律による額	法律による額		
			円	円	円	円	()	()	円	円
							()	()		
							()	()		
							()	()		
							()	()		
滞 納 処 分 費							※	※		
							金 額	金 額		
							法律による金額	法律による金額		
滞 納 金 額 の 総 計										
円										

注 1. ※甲のある項目のかつこ内に掲げる金額は便宜この通知書作成の日までのものを概算したものである。

2. 合(総)計欄の金額は、延滞金額、延滞加算金額及び滞納処分費の概算額を計算している場合には、その金額を含めた合(総)計額、概算額を計上していない場合には、これを除いた金額の合(総)計額である。

備 考 1. 受取通知書(甲)を執行吏に対して発付する場合には、この様式中 (都道府県 市郡 区 町村 番地)

(執行吏役場の名称)地方裁判所執行吏(氏名)から]は、記載しないものとする。

2. 滞納金額は総計のみを記載する等略記してさしつかえない。

第十六号様式

差 押 解 除 書

(発付年月日)

都道府県 市区町村 番地
(執行吏役場の名称) 御 中

都道府県 市区町村 番地
県税事務所長 (氏 名) 園

年 月 日 差し押えた下記の滞納者の財産は、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第二十四条の規定により解除します。

なお、年月日付差押書及び交付要求書により貴職に対して行った交付要求は取り下げます。

滞納者	住 (居) 所	都道府県	市区町村	区	町村	番地
	全 名					

(名称・数量・性質その他重要な事項)

財産の表示

第十七号様式

受 取 通 知 書 (乙)

(発付年月日)

都道府県 市区町村 番地
(執行吏役場の名称)
(以て税金吏・徴税吏員等の属する
る庁その他の事務所の名称) 御中
(滞納者の氏名) 殿

都道府県 市区町村 番地
県税事務所長 (氏 名) 園

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、さきに差し押えた下記の滞納者の財産については、滞納処分執行承認の決定がありましたので、年 月 日 都道府県 市区町村 番地 (執行吏役場の名称) 地方裁判所執行吏 (氏 名) から引渡を受けましたから滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第14条第三項 (第十六条) の規定により通知します。

滞納者	住 (居) 所	都道府県	市区町村	区	町村	番地
	氏 名					

財産の表示 (名称・数量・性質その他重要な事項)				滞納金額	滞納金の計						
年度	税目	期(月)別 期納	税額 円	重加算額 円	不申告加算額 円	過少申告加算額 円	※延滞金額 法律による金額	※延滞金額 法律による金額	督促手数料 円	合計 円	
							滞納金額	滞納金額			
							(")	(")			
							(")	(")			
							(")	(")			
							(")	(")			
							(")	(")			
							(")	(")			
							(")	(")			
滞納処分費											
滞納金額の計											円

備考 1. 受取通知書(乙)を執行吏に対して発付する場合には、この様式中 (府県 区市郡 区町村 番地) 便印のある項目の金額は、便宜この通知書作成の日までのものを概算したものである。その金額を含めた場合(総)計額、概算額を計上してない場合は、これを除いた金額の合(総)計額である。

2. (執行吏役場の名稱)を地方裁判所執行吏(氏名から)は、記載しないものとする。
滞納金額は、総計のみを記載する等略記してさしつかえない。

第十八号様式

差押通知書及び交付要求書

(発行年月日)

都道府県 区市郡 区町村 番地

(裁判所の名称) 御中

都道府県 区市郡 区町村 番地

県税事務所長 (氏名) 御

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第二十九条第二項の規定により下記の滞納者の財産を 年 月 日差し押えましたので通知します。

なお、下記のとおり、滞納金額を徴収するため、地方税法第 条の規定に基づき交付要求します。

滞納者 氏名	住 (居) 所	都 道 府 県	区 市 郡	区 町 村	番 地

(名称・性質・所在場所その他重要な事項)

年度	税 目	期(月)別	納 税 額	重 加 算 額	不 申 告 加 算 額	過 少 申 告 加 算 額	※ 延滞金 法律による金額	※ 延滞金 法律による金額	督促料	合 計
			円	円	円	円	円	円	円	円
							(")	(")		
							(")	(")		
							(")	(")		
							(")	(")		
							(")	(")		
							(")	(")		
滞納処分費										滞納金額の計
			※ 金額 法律による金額 (円)	滞納処分費徴収の主な理由						

注 1. ※印のある項目のかつと内に掲げる金額は、便宜この通知書作成の日までのものを概算したものである。

2. 合(総)計欄の金額は、延滞金額、延滞加算金額及び滞納処分費の概算額を計算している場合には、その金額を含めた合(総)計額、概算額を計上していない場合にはこれを除いた金額の合(総)計額である。

備考
 (この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について)
 (イ)欄に掲げる財産に対して先行する手続が(ロ)欄に掲げるものである場合において、滞納処分による差押をした場合に、その執行裁判所に対して発付する差押通知書及び交付要求書については、この様式中「第二十九条第二項」とあるのは、(イ)欄のとおり書き替えるものとする。

(イ)		(ロ)		(イ)	
不 動 産	任 意 競 売	任 意 競 売	第 二 十 九 条 第 二 項 (第 三 十 六 条)	任 意 競 売	第 二 十 九 条 第 二 項 (第 三 十 五 条)
船 隻	任 意 競 売	任 意 競 売	第 二 十 九 条 第 二 項 (第 三 十 六 条)	任 意 競 売	第 二 十 九 条 第 二 項 (第 三 十 六 条)

(イ)	(ロ)	(ハ)
不動産	任意競売・滞納処分	第二十条 (第二十五条, 第二十二條)
船舶	強制競売・滞納処分	第二十条 (第二十四条, 第二十二條)
	任意競売・滞納処分	第二十条 (第二十五条, 第二十二條)

2. 滞納金額は総計のみを記載する等略記してさしつかえない。

第二十一号様式

任意競売完結通知書

(発付年月日)

都道府県 区 市 郡 区 町村 番地
 都道府県 区 市 郡 区 町村 番地
 (收税官吏・徴税吏員等の属する) 御 中
 都道府県 区 市 郡 区 町村 番地
 都道府県 区 市 郡 区 町村 番地
 鳥取県 区 市 郡 区 町村 番地
 鳥取県 区 市 郡 区 町村 番地

鳥取県 区 市 郡 区 町村 番地

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、さきに差押をした下記の滞納者の財産について(裁判所の名称)がら当該財産に対し
 て開始された任意競売手続 年 月 日 日 競売したいので完結した旨の通知がありましたので、滞納処分と強制
 執行等との手続の調整に関する政令第二十條の規定により通知します。

滞納者	住所	都道府県	区	市	郡	区	町村	番地
	氏名							

(名称・性質・所在場所その他重要な事項)

財産の表示

